

令和7年5月26日から

宅地造成及び特定盛土等規制法

盛土規制法に基づく規制が開始されました

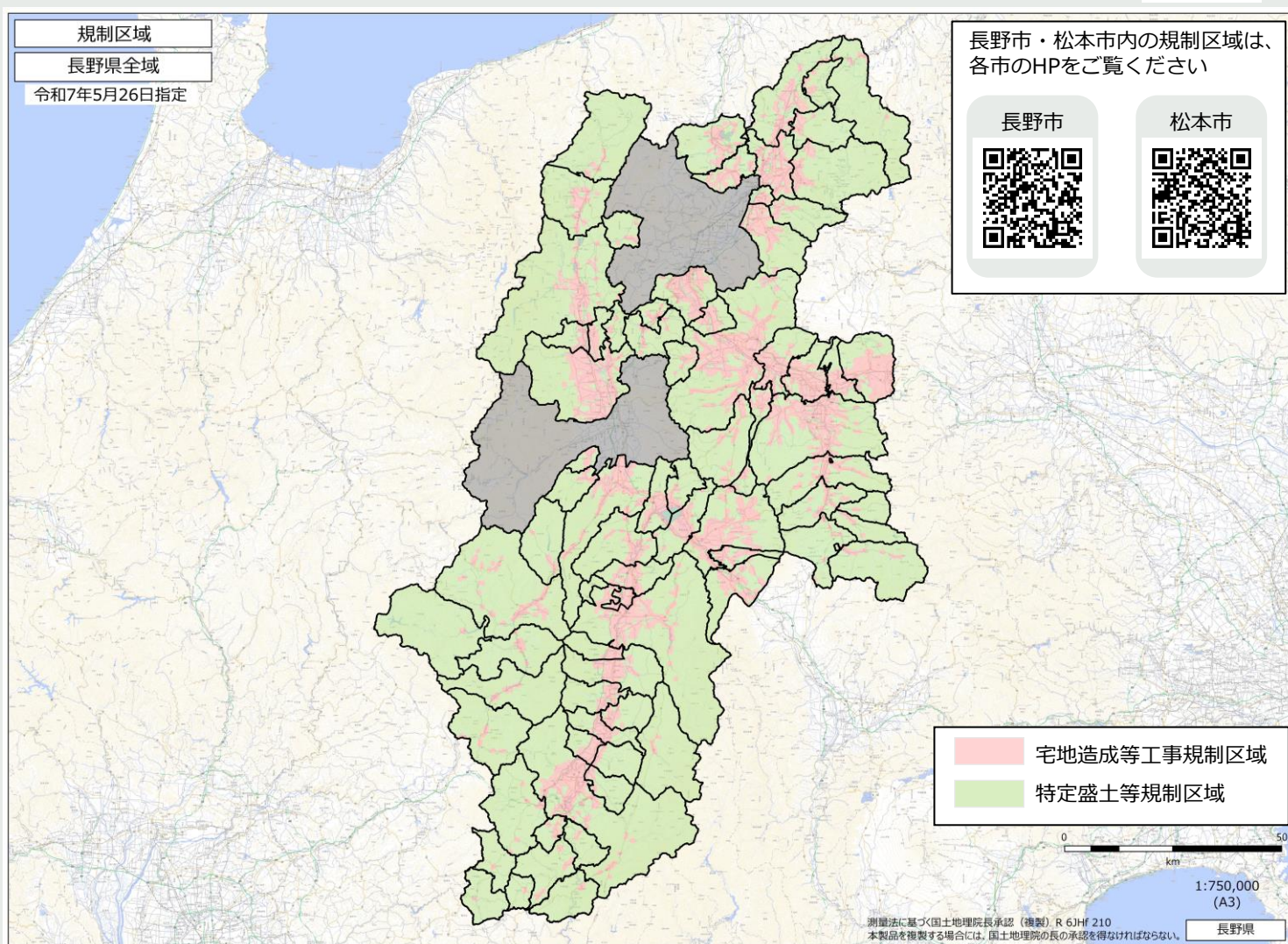


しあわせ
信州

- ◆危険な盛土等※の崩落による被害を防ぐため、新たな取組が始まりました。
 - ◆規制区域内で一定規模を超える盛土等の工事を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要になります。
- ※「盛土等」とは、盛土や切土、一時的な土石の堆積をいいます。（詳しくは裏面をご確認ください。）

長野県の規制区域図は県のHPでご覧いただけます。（長野市・松本市を除く）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/morido/moridokiseihou.html>



宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

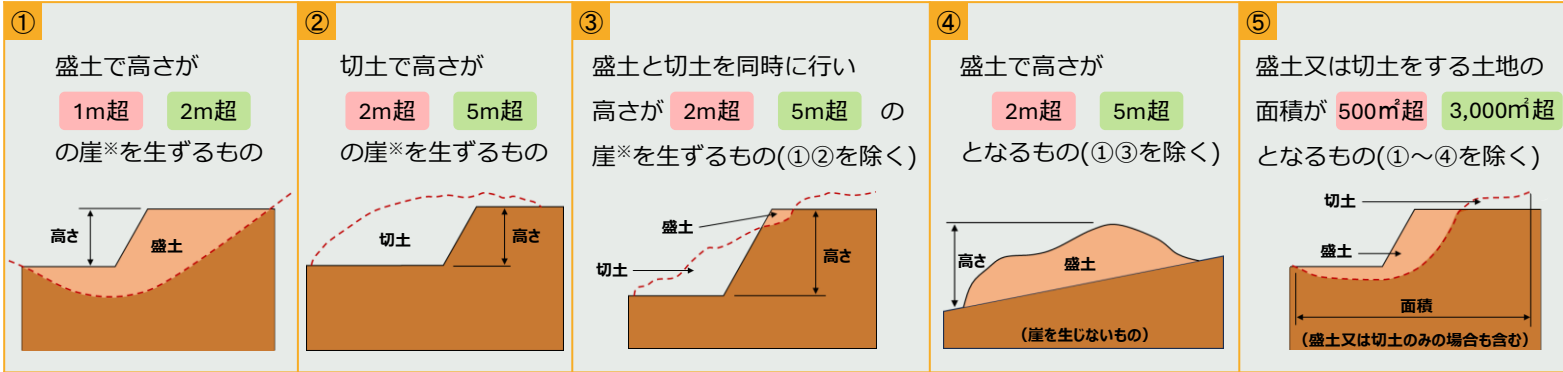
許可対象となる盛土等の規模

＜土地の形質の変更（盛土・切土）＞

宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域

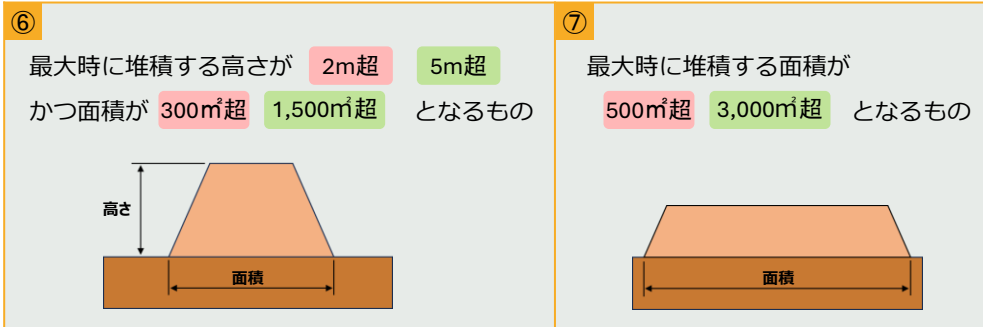
◆宅地を造成するための盛土・切土 ◆残土処分場における盛土・切土 ◆太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞

◆土石のストックヤードにおける仮置き 等



＜留意事項＞

◆特定盛土等規制区域における届出 等

◆**特定盛土等規制区域内**では、許可対象となる規模未満の盛土等の工事であっても**届出が必要**となる場合があります。（届出対象となる盛土等の規模は、宅地造成等工事規制区域における許可対象規模と同じです）

◆許可の対象となる規模の工事であっても、**災害の発生のおそれがないと認められる工事や他の法令等により確認が行われる工事**については、**規制対象外**となる場合があります。（詳細は長野県ホームページをご覧ください）

＜許可要否チェックシート＞ 上記の図を参考に許可の要否をご確認ください。(☑ ありの場合は管轄する建設事務所へ)

許可対象となる造成工事（※【括弧】内は特定盛土等規制区域の許可対象規模）	チェック欄（☑）	
①盛土で高さが1m・【2m】を超える崖を生ずるもの	☐ あり	☐ なし
②切土で高さが2m・【5m】を超える崖を生ずるもの	☐ あり	☐ なし
③盛土と切土を同時に行い、高さが2m・【5m】を超える崖を生ずるもの(①②を除く)	☐ あり	☐ なし
④盛土で高さが2m・【5m】を超えるもの(①③を除く)	☐ あり	☐ なし
⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡・【3,000㎡】を超えるもの(①～④を除く)	☐ あり	☐ なし
⑥最大時に堆積する高さが2m・【5m】を超えかつ面積が300㎡・【1,500㎡】を超えるもの	☐ あり	☐ なし
⑦最大時に堆積する面積が500㎡・【3,000㎡】を超えるもの	☐ あり	☐ なし

＜申請・相談窓口＞ 長野市及び松本市は各市の担当課へお問合せください。

建設事務所	管轄市町村
佐久建設事務所 維持管理課 0267-82-8271	佐久市（旧臼田町）、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村
佐久北部事務所 維持管理課 0267-63-3172	小諸市、佐久市（旧臼田町を除く）、軽井沢町、御代田町、立科町
上田建設事務所 維持管理課 0268-25-7164	上田市、東御市、長和町、青木村
諏訪建設事務所 維持管理課 0266-57-2935	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
伊那建設事務所 維持管理課 0265-76-6847	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
飯田建設事務所 維持管理課 0265-53-0450	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
木曽建設事務所 維持管理課 0264-25-2241	上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村
松本建設事務所 維持管理課 0263-40-1963	塩尻市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
安曇野建設事務所 維持管理課 0263-72-8398	安曇野市
大町建設事務所 維持管理課 0261-23-6533	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
千曲建設事務所 維持管理課 026-273-5940	千曲市、坂城町
須坂建設事務所 維持管理課 026-245-1671	須坂市、小布施町、高山村
長野建設事務所 維持管理課 026-234-9539	信濃町、飯綱町、小川村
北信建設事務所中野事務所 維持管理課 0269-22-3138	中野市、山ノ内町
北信建設事務所飯山事務所 維持管理課 0269-62-4111	飯山市、木島平村、野沢温泉村、栄村